一　保安林の所在場所　長崎県長崎市西山四丁目五三三の一・五四一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、五三六、五四六の一、五四六の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
西山四丁目五三三の一（次の図に示す部分に限る。）、五三六、五四一、五四六の一、五四六の二
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長崎県庁及び長崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年六月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　長崎県南島原市北有馬町己字西内中尾二六八九、二六九六の一、二七〇二の一、二七〇四の二
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長崎県庁及び南島原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年六月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　長崎県大村市黒木町九五〇の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長崎県庁及び大村市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年六月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　長崎県雲仙市小浜町南本町字落水七四六、字北脇七五六、七五八の四
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長崎県庁及び雲仙市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年六月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　徳島県三好市池田町西山落一六四五の六（国有林。次の図に示す部分に限る。）、一六四五の三七（国有林）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年六月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　宮城県牡鹿郡女川町石浜字崎山二三の一、二六の一、二八の一
二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
三　解除の理由　道路用地及び公園用地とするため

○農林水産省告示第千四百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年六月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　青森県むつ市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を青森県庁及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年六月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　福島県いわき市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　発電設備用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を福島県庁及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年六月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県中津川市蛭川字新田五二七二の二、五二八一の一（次の図に示す部分に限る。）、五二八一の二から五二八一の四まで
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県庁及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年六月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県加茂郡八百津町錦織字西田九五の一（次の図に示す部分に限る。）、字西借宿一五九の六、一八八の一（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県庁及び八百津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年六月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県中津川市蛭川字遠ケ根一五の一二、一五の三一から一五の三三まで、一五の三八
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため